

入札参加資格審査申請書記載事項変更届 添付書類一覧

○下記の場合は、記載事項変更届の提出は不要です。

【全建設工事業者】

- ◆建設業許可の定期更新 ◆最新の経営事項審査結果
- ◆代表者または受任者の役職名のみの変更 ◆専任技術者の変更

【本店以外の営業所に委任している県外建設工事業者】

- ◆本店の代表者名 ◆本店所在地の同一都道府県内の変更（例）福岡県福岡市→福岡県北九州市
- ◆本店の電話番号

○業種や登録部門の、随時の追加登録はできません。業種等の追加は、次年度の追加受付の際にご申請ください。

■県内建設工事■

1 許可番号、商号又は名称、所在地、代表者氏名、電話番号 に変更があった場合	
① 建設業許可変更届（様式第 22 号の 2） の写し ※土木事務所の受付印があるもの	変更理由に応じて ①②③いずれかを 添付
② 【承継の場合】承継承認通知書	
③ 【許可換え、許可切れによる新規許可の場合】建設業許可通知書の写し または許可証明書	
2 入札参加資格の登録を受けた業種を取り下げる場合	
① 廃業届（様式第 22 号の 4） の写し ※土木事務所の受付印があるもの	取り下げ理由に 応じて①②いずれか を添付
② 建設業許可変更届（様式第 22 号の 2） の写し ※土木事務所の受付印があるもの	
3 役員等の変更により、佐賀県入札参加資格を申請する他の法人に資本または人事面に深い関係のある建設業または建設関連業を営む会社（同族会社）が生じる場合	
① 出資状況等に関する調査票	

※企業の分割・合併等による変更については、事前に建設・技術課へ御相談ください。

※「出資状況等に関する調査票」の提出がないまま、同族会社の関係にある建設業または建設関連業を営む会社が、同一の入札に参加したこと等が確認された場合、未提出の理由如何にかかわらず、契約の解除や指名停止措置の対象となる場合があります。

※行政書士が届出を行う場合は、委任状を添付してください。

■ 県外建設工事 ■

1 許可番号、商号又は名称、所在地、代表者（または受任者）氏名、電話番号 に変更があった場合	
① 建設業許可変更届（様式第 22 号の 2） の写し ※受付機関の受付印があるもの	変更理由に応じて ①②③いずれかを 添付
② 【承継の場合】 承継承認通知書	
③ 【許可換え、許可切れによる新規許可の場合】 建設業許可通知書の写し または許可証明書	
④ 【本店以外の営業所に委任している場合】 委任状	
2 入札参加資格の登録を受けた業種を取り下げる場合	
① 廃業届（様式第 22 号の 4） の写し ※受付機関の受付印があるもの	取り下げ理由に応 じて①②いずれか を添付
② 建設業許可変更届（様式第 22 号の 2） の写し ※受付機関の受付印があるもの	
3 佐賀県内に営業所や事業所を設置した場合	
① 法人設立・設置届（公的機関の受付印があるもの）の写し等、所在地等が確認できるもの	
※当該事業所に入札参加資格を委任する場合は下記 6 によりお手続きください	
4 佐賀県内の営業所や事業所を廃止する場合	
添付書類はありません。記載事項変更届に必要な事項を記載してご提出ください。	
5 佐賀県内の営業所等における雇用人数を変更する場合（県内または県外に住民票がある人数を変更した場合を含む）	
添付書類はありません。記載事項変更届に必要な事項を記載してご提出ください。 雇用人数を変更した場合は、県内外どちらに住民票があるか、内訳をご記載ください。	
6 入札参加資格の登録先を変更する場合（例）本店登録→支店へ委任、九州支社→佐賀営業所（委任先変更）など	
① 建設業許可変更届（様式第 22 号の 2） の写し ※土木事務所の受付印があるもの	支店等新設の場合
② 【本店以外の営業所に委任する場合】 委任状	
7 役員等の変更により、佐賀県入札参加資格を申請する他の法人に資本または人事面に深い関係のある建設業または建設関連業を営む会社（同族会社）が生じる場合	
① 出資状況等に関する調査票	

○委任先を変更する場合、変更先にすべての資格を引き継がないことがあります。

（例）九州支社から佐賀営業所へ委任先を変更する場合

九州支社の入札参加資格業種…（土木、管、電気、水道）

佐賀営業所の許可業種…（土木、管）

この場合、電気、水道は佐賀営業所が許可を有しないため引き継げず、入札参加資格取り下げとなります。

※企業の分割・合併等による変更については、事前に建設・技術課へ御相談ください。

※「出資状況等に関する調査票」の提出がないまま、同族会社の関係にある建設業または建設関連業を営む会社が、同一の入札に参加したこと等が確認された場合、未提出の理由如何にかかわらず、契約の解除や指名停止措置の対象となる場合があります。

※行政書士が届出を行う場合は、委任状を添付してください。